

令和元年度外部評価シート

1 施策の概要（第4次長期総合計画（後期：平成28年度～令和2年度）に掲げる事項）		
NO、施策名	8	高齢者福祉の推進
施策の基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・だれもが住み慣れた地域社会で安心して生活が続けられるよう、民間福祉機関や団体、地域社会などとの協働により、地域福祉の基盤づくりを進めるとともに、社会参加と交流の促進を図る。 ・介護が必要な状態となっても、支援を必要としている本人やその家族が安心して暮らせるよう社会全体で支え合う仕組みを構築し、地域包括ケアシステムの推進を図る。 	
NO、基本事業名	0801	地域福祉基盤の育成・強化
基本事業に係る基本的な方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・市民だれもが住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるよう、地域福祉計画を着実に推進し、総合的な福祉サービスの支援を行います。 ・ボランティア活動の活性化を図るとともに、民生委員・児童委員、社会福祉団体、NPOとの連携、ネットワークを深めるための活動を支援します。 ・支援を必要とする市民のニーズにあった福祉サービスの提供、地域福祉活動を支える人材の育成や確保などの支援に努めます。 ・ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の非常時サポート体制の整備を支援します。 	

2 当該基本事業に属する事務事業		
事務事業番号	事務事業名	「施策の基本的な考え方」及び「基本事業に係る基本的な方向性」に照らした所管課評価（貢献度評価）
080101	成年後見推進事業	高齢者が増加していく中、成年後見制度の相談業務や、普及啓発活動をすることにより、認知症高齢者等が地域社会で安心して生活する仕組みができています。
080102	社会福祉委員活動支援事業	地域福祉活動に貢献してくれている民生委員・児童委員（社会福祉委員）を支援することで、より活動しやすい環境ができています。
080103	社会福祉法人指導検査等事業	社会福祉法人の指導監査をすることで、地域福祉の基盤の中心となる社会福祉法人の適正な運営の確保を図ることができています。
080104	地域福祉コーディネーター配置事業	アウトリーチなどにより、支援を必要とする市民のニーズを捉え、支援団体等につなぎ、また、福祉制度の狭間に陥って困っている市民には新たな支援の仕組みづくりを進めており、今後、社会全体で支え合う仕組みを構築するための中心的役割が期待される。
080105	福祉有償運送協議会事業	福祉有償運送協議会で合意を受けることにより、NPO法人は、福祉有償運送事業ができ、単独ではタクシー等公共交通機関が利用できない高齢者等が安心して外出できている。
080106	民生・児童委員支援事業	地域福祉活動に貢献してくれている民生委員・児童委員（社会福祉委員）を支援することで、より活動しやすい環境ができています。
080107	地域福祉推進事業	財政基盤が脆弱なNPO法人に財政支援を行うことで、行政サービスで対応できない福祉サービスを市民が受けられるようになっている。

令和元年度外部評価シート

080108	福祉団体支援事業	補助金を交付することにより、市で唯一、戦没者慰霊碑を管理し、慰霊祭を行っている福祉団体の活動を支援することができている。
080109	社会福祉協議会支援事業	補助金を交付することにより、独自事業だけでなく、市の補完的事業も担っている東久留米市社会福祉協議会を支援することで、多様な福祉サービスの提供や、ボランティア活動の活性化を図ることができている。
080110	シルバー人材センター事業	シルバー人材センターは、高齢者に就業の機会を提供することにより、自身の生きがいや生活の充実を図るとともに、活力ある地域社会をつくりだすことを目的とし事業を行っている。高齢化が進んでいる中、高齢者の生きがい等につながる事業であるため、市でも一定の補助を行い、高齢者福祉の推進を図っている。
080111	社会福祉事業資金貸付事業	直近5年間、貸付実績は無いが、財政基盤が脆弱なNPO法人のセーフティネットの機能を果たしており、他に代替事業もないことから、福祉の推進を図る上で必要な制度と考えている。
080112	社会福祉法人認可等事業	社会福祉法人の法人認可、定款変更の適正な審査を行うことで、地域福祉の基盤の中心となる社会福祉法人の適正な運営の確保を図ることができている。
080113	福祉のまちづくり事業	高齢者に限らず、年齢・性別・国籍・障害の有無等、個人差に配慮した設計等を推奨するユニバーサルデザインや、障害者や高齢者に配慮したバリアフリー化を推進するため、国や都からの補助金や情報提供の窓口となり、高齢者福祉の推進を図っている。

3 評価の視点

地域福祉は市民一人ひとりの取組み（自助）、市民同士、地域社会相互の助け合い・支え合い（互助）、介護保険制度や医療保険制度など自助の共同化としての社会保険制度（共助）、市行政などの公的取組み（公助）からなり、それぞれの役割分担のもと、これからの社会環境に適した取組みを行っていく必要がある。市にはNPOなどの地域福祉の担い手が存在し、市と様々な関わりを持っていることから、それぞれの役割分担を含め、より効果的な地域福祉実現のための方策などについて外部評価委員へ提言を求める。

4 外部評価結果

①高齢化の進展や一人暮らしの高齢者の増加、また障害者の地域生活への移行などを背景に、今後、成年後見制度のニーズはますます高まると考えられる。そのなかで、新たな担い手として、市区町村が実施する養成研修を受講した一般市民による市民後見制度が注目されているが、被後見人等が抱える生活課題は多様であり、成年後見人等にはさまざまな知識が必要になることが考えられる。市においては、成年後見人等が困ったときに気軽に相談に応じられるサポート体制を整えることと、必要に応じて、家庭裁判所等の専門機関につなげるサポート体制を整えることを検討されたい。

②社会福祉事業資金貸付事業は、地域の福祉サービスを提供する事業者に対して、資金を貸し出すことで運営に対する財政支援を行っているが、一方で、地域福祉推進事業においても、補助金の交付により事業者に対する財政支援を行っており、双方の制度を整理することも考えられる。また、地域福祉推進補助金は、移送サービスなどの制度設計上、利益を生むことが困難な事業を補助するという点で地域福祉の推進に大きな役割を果たしているが、各事業者が他の事業で採算を図るなど、補助金の交付を必要としないような財務基盤を整えることも重要であることから、補助交付事業者の一層の経営努力が図られるよう取り組まれない。

③地域福祉については、行政のみならず、民間事業所、地域で活動している団体等との連携や民生・児童委員、自治会、地域住民等による見守り・支援など、支援する側のつながりを作り、課題解決への体制を整えることが求められている。地域福祉コーディネーターは、これまではモデル地区を設定し地域のつながり作りに取り組み、現存・既存の福祉制度だけでは対応できない、制度の谷間・狭間におかれた方の個別支援に取り組んでいるが、これからは、地域の課題を地域住民自身が解決できるよう住民の主体的な取り組みを育成し、支え合いのしくみづくりをしていくことも予定している。しかし、事業受託団体は、その役割を内包していることもあり、地域福祉コーディネーターが担うべき内容と範囲が明確になっていない状況にある。こうしたことから、地域福祉コーディネーター配置事業のこれまでの取り組みの成果を検証し、今後の事業展開を検討されたい。また、適切な成果指標を設定して評価に取り組まれない。

④社会福祉委員と民生・児童委員は、委嘱者が東久留米市であるか、東京都であるかの違いであって、活動内容はほぼ同じであると考えられるが、個人情報の保護に関するガイドライン等が更新され、地方自治体の保有する個人情報については、それぞれの条例に基づいて民生・児童委員への提供が可能である旨が明文化されたことから、双方の事業を一つとして評価をした方が全体像の把握が容易になると考えられる。また、地区によっては欠員が生じるなど、社会福祉委員、民生・児童委員の成り手不足も懸念されることから、広報・啓発活動の充実が必要と考えられる。

⑤シルバー人材センターについては、人口減少社会となり、労働力不足が深刻化する局面においては、会員の高齢化及び人材不足が課題となることは必然であると考えられる。そうした時代においても「高齢者が生きがいを持って働ける場の提供」といったシルバー人材センター本来の役割が果たされるよう、取り組まれない。

5 外部評価結果に対する市としての方針

①成年後見制度につきましては、令和3年度中に、今まで以上に充実したサポートができる体制にすることを検討しており、委託先と調整を進めております。

②今後、双方の制度につきましては、貸付と補助の違いをわかりやすく周知してまいります。経営努力の面につきましては、補助対象事業者が実施している食事サービス事業のひとつを取りましても、配食事業もあれば、元気だが地域交流が少ない高齢者を招いて昼食会を開くといったボランティア的事業もあり、各事業者の事業スタイルなどを考慮し、個々のケースごとに考えていく課題であると認識しております。

③社会福祉法第106条の3に市町村の努力義務として「包括的な支援体制の構築」と明記されていますが、国（厚生労働省）は、この度11月18日に、地域共生社会の構築に向けた、市町村による新たな事業の骨子を明らかにしました。「断らない相談支援」「（制度の狭間を埋める）参加支援」「地域づくり」の3つの新事業を社会福祉法に市町村の任意事業として位置付ける方針とのことで、早ければ、2020年の通常国会に改正法案が提出されるということです。これら新事業はまさに、本事業が中心となり取り組むべき事業と認識しており、市としましては、国の動向を注視するとともに、委託先事業者とは、すでに検証した結果などを踏まえ、調整、検討し取り組んでまいりたいと考えております。評価指標につきましては、活動がより見えやすい指標を設定して評価いたします。

④社会福祉委員と民生・児童委員につきましては、事業を一つにして評価することにいたします。また、市報やホームページに掲載する以外にも、5月の民生・児童委員活動強化月間にイベントを実施し、市民周知を図ってまいります。

⑤シルバー人材センターについては、設立目的である「高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する」組織として役割を果たせるよう、連携を図りながら引き続き支援を行ってまいります。